

条例議案の概要

議第233号議案 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

1 制定理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）により、老人福祉法の一部が改正されたことに伴い、省令により定められていた特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等について、条例で定めるもの。

2 概要

(1) 対象となる施設等

- ・特別養護老人ホーム

(2) 設備及び運営の基準

- ・基本方針
- ・人員に関する基準（職員の資格・員数の要件）
- ・構造・設備に関する基準（必要な構造、必要な部屋等の設置）
- ・運営に関する基準（基本取扱方針、秘密保持義務、苦情の処理、事故発生時の対応、身体拘束等の禁止、暴力団員等の排除、非常災害対策）
- 【細目的事項、専門技術的事項等については規則に委任する。】

※ 県独自の基準

- ①従来型の居室定員の要件緩和規定（国の基準：原則1人、必要に応じ（夫婦を想定）2人 → 県の基準：原則1人、地域の実情に応じて必要があると認める場合は4人以下とすることができる。）
【この規定については、規則で定める。】
- ②記録の保存期間に関する規定（国の基準：2年間 → 県の基準：5年間）
【この規定については、規則で定める。】
- ③暴力団排除条例に掲げる暴力団員等の排除に関する規定（国の基準なし）
- ④非常災害時における安全確保策の追加規定（国の基準への上乗せ）

(3) 施行期日

平成25年4月1日

(4) その他

指定都市（仙台市）は別途条例を制定